

資金分配団体に期待される機能について（案）

※ 法及び中間的整理に記載された事項並びにこれまででの審議会での議論を踏まえ、事務局で整理したもの。

I 法の規定に係る機能

1. 民間公益活動を行う団体への助成、貸付け又は出資の適正な実施（第 19 条第 2 項第 3 号口関係）

- ① 地域や分野等の多様性を踏まえた社会の諸課題の把握・分析
- ② イノベーションの創出と革新的手法の開発・実装
- ③ 課題解決に向けた資金支援プログラムの企画・設計
- ④ 案件の発掘及び形成
- ⑤ 課題解決に最適な民間公益活動を行う団体の選定
- ⑥ 民間公益活動を行う団体に対する助成等の適正な実施
- ⑦ 民間公益活動を行う団体の成果評価、検証

2. 民間公益活動を行う団体の監督（第 22 条第 4 項関係）

II 審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能

- ① 民間公益活動を行う団体の継続的なモニタリング
- ② 課題解決に向けた非資金的支援（伴走型支援）プログラムの企画、設計及び提供
- ③ 必要に応じた複数の連携主体との協働
- ④ 民間企業や金融機関等の民間資金を民間公益活動に呼び込むための具体策の策定及び実施

（参考）上記 I 又は II を踏まえ「包括的な支援プログラム¹」を行うに当たり期待される機能のイメージ

資金支援機能	民間公益活動を行う団体の法人格と事業性の有無、事業の発展段階（創業期、成長期、発展期、成熟期）によって適切な資金提供の種類（助成、貸付け又は出資等）と提供方法（前払い、中間払い、事後払い、成果連動払い等）を設計すること。
非資金的支援（伴走型支援）機能	社会的インパクト最大化のためには、民間公益活動を行う団体の経営資源だけでは成果達成が困難な場合もある。そのため、必要に応じ、社会的インパクト評価の導入、事業戦略や事業計画の策定支援、経営管理、組織作り、マーケティング、資金調達、政策提言活動等、様々な経営管理の知見や人材を提供する経営支援を行うこと。

¹ 「包括的な支援プログラム」とは、資金分配団体がどのような民間公益活動を行う団体を対象として、どのような支援を行うか等に関して、その方針や方法をまとめたものであり、支援については、資金支援だけではなく、それに付随して提供する非資金的支援（伴走型支援）とを一体としたものという。

《資金分配団体に係る法の規定》

(基本計画)

第十九条 (略)

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項

イ 民間公益活動を行う団体であつて、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（口の資金分配団体を除く。以下単に「民間公益活動を行う団体」という。）

ロ 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であつて、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの（以下「資金分配団体」という。）

四・五 (略)

3・4 (略)

第二十二條 (略)

2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従つて誠実にその事業を行わなければならない。

3 (略)

4 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。

5 (略)

《第6回審議会での議論を踏まえた「資金分配団体の役割」》

- ・ 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析する。
- ・ 事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。
- ・ 民間公益活動を行う団体に対し、資金支援と併せて経営支援や技術支援といった非資金的支援を伴走型で行う。
- ・ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講じる。
- ・ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。